（案）

権現段国有林森林整備事業（保育間伐【活用型】）請負契約書

１．　事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定 単価	請負予定金額	事　業 場　所	生産完了 検査場所
保育間伐 集造材外	スギ外 スギ外	44.21 記番別作業内訳書のとおり	作業工程別数量内訳書のとおり	円	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円也）	権現段 国有林 1010ね２ 林小班外	権現段 国有林 1010ね２ 林小班外

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第２８条１項及び２９条並びに地方消費税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出したもので、請負額に１０／１１０を乗じて得た額である。

［（　）の部分は、請負者が課税対象者である場合に使用する。］

２．事業期間

自　　令和　　年　　月　　日　（契約締結の翌日から）

至　　令和　8 年　2 月　27 日

３．選択条項　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

摘要削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出		第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
○	支給材料及び貸与品		第１５条
○	部分払	月１回以内	第３８条
×	前金払	分の　　以内	第３５条第１項
×	中間前金払		第３５条第３項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第４０条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

４．支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定箇所	引渡予定日
封印用ペンチ	号	1 個	鹿児島森林管理署	契約締結日
封印用銅線		1 巻	〃	〃
封印用鉛		200 個	〃	〃
発送野帳		3 冊	〃	〃

５．　特約事項

（1） 特約事項については、別紙のとおりとする。

（2） 森林作業道は森林作業道作設マニュアルにより作設すること。

上記請負事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び製品生産標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者（甲）　鹿児島市浜町１２－１
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長　香月　英伸　　印

請負者（乙）

印

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細　　目	数　量	備　　考
素材	集造材		4,200　m3	
	山元巻立	機械巻立	10　m3	
	Ｃ材集造材		2,740　m3	
	Ｃ材山元巻立	機械巻立	10　m3	
	封印発送		6,920　m3	

記番別作業内訳書（生産事業）

林小班	作業種	区域面積	控除面積	契約面積	作業期間		目安本数 ｈａ当たり本数	備考
					自	至		
1009り	保育間伐【活用型】	0.43		0.43	契約締結の翌日	令和8年2月27日	スギ 260	別紙仕様書Ⅰによる
		1.77		1.77			ヒノキ 410	
1009と		0.95		0.95			スギ 380	
1009わ		0.88		0.88			スギ 380	
1009か		2.54		2.54			スギ 380	
		1.29		1.29			ヒノキ 410	
1009よ		1.01		1.01			スギ 380	
		1.40		1.40			ヒノキ 410	
1009た		1.09		1.09			スギ 380	
1009な		3.03		3.03			スギ 380	
1009そ		1.21		1.21			スギ 260	
		0.88		0.88			ヒノキ 410	
1010ち		0.58		0.58			スギ 300	
		1.54		1.54			ヒノキ 250	
1010ぬ		0.61		0.61			スギ 420	
1010る		0.43		0.43			スギ 420	
1010わ		0.79		0.79			スギ 300	
		3.11		3.11			ヒノキ 250	
1010か		0.33		0.33			スギ 420	
		0.53		0.53			ヒノキ 250	
1010よ		4.43		4.43			スギ 420	
		1.49		1.49			ヒノキ 350	
1010た		0.66		0.66			スギ 420	
		1.33		1.33			ヒノキ 350	
1010れ		1.61		1.61			スギ 420	
1010そ		2.13		2.13			スギ 420	
		2.04		2.04			ヒノキ 350	
1010つ		1.32		1.32			スギ 420	
1010ね2		0.96		0.96			スギ 300	
		0.18		0.18			ヒノキ 350	
1010な		2.25		2.25			スギ 300	
		0.43		0.43			ヒノキ 350	
1010ら		0.98		0.98			ヒノキ 350	
計		44.21		44.21				

令和7年度
権現段国有林森林整備事業（保育間伐【活用型】）請負作業図
権現段国有林１０１０ね２林小班外

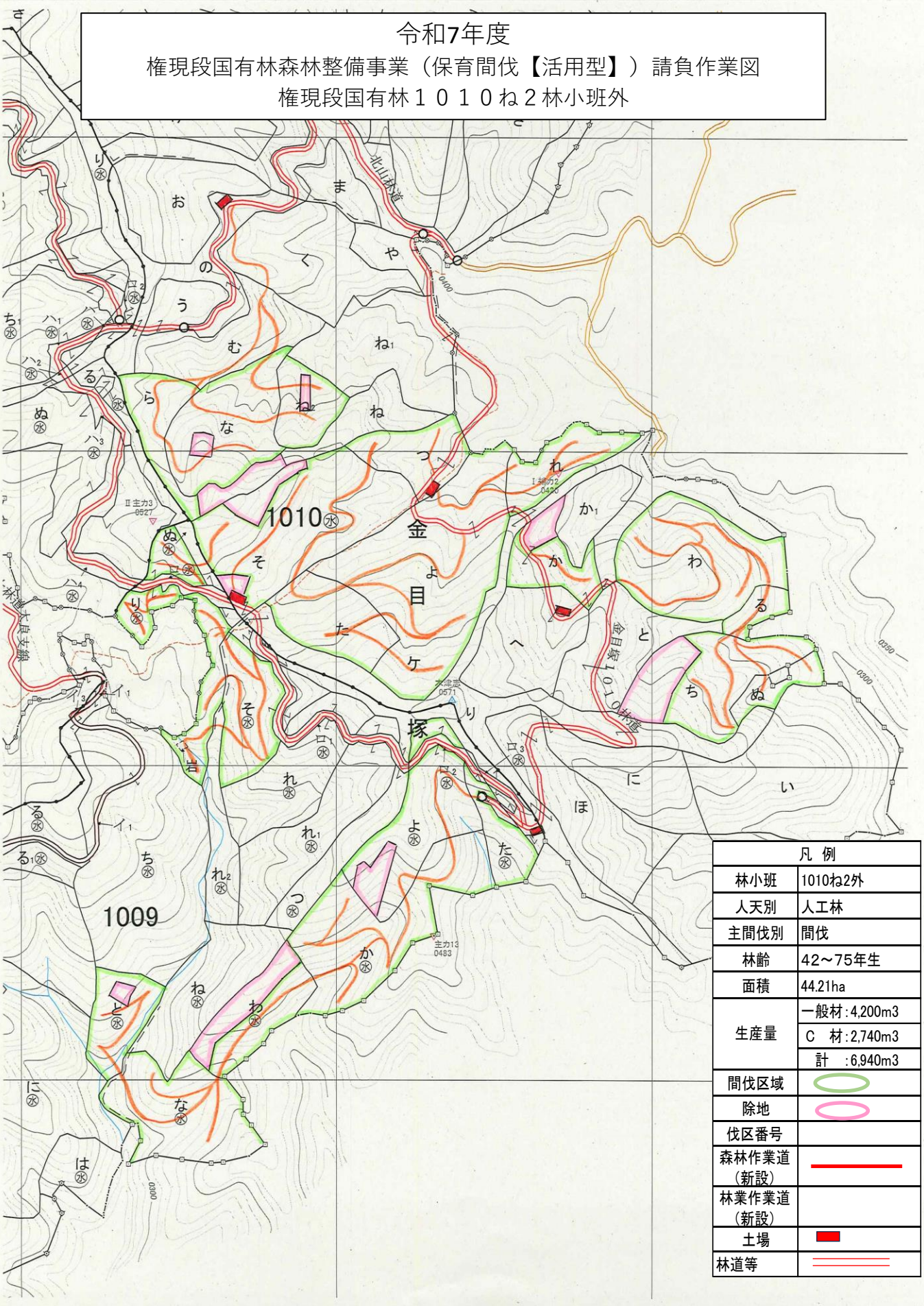

凡 例	
林小班	1010ね2外
人天別	人工林
主間伐別	間伐
林齢	42～75年生
面積	44.21ha
生産量	一般材：4,200m3
	C　材：2,740m3
	計　：6,940m3
間伐区域	
除地	
伐区番号	
森林作業道（新設）	
林業作業道（新設）	
土場	
林道等	

特　約　事　項（保育間伐【活用型】）

1. 保育間伐作業において、請負者が選木伐倒した造林木の本数が目安本数の 125%を超える場合は、その超える本数について発注者は損害賠償の請求をすることができる。
   賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後 3 ヶ月以内に行うものとする。
   （注）別に定める賠償基準は、「下刈り折損の損害賠償基準」を準用する。

3. 請負者は、特記仕様書を遵守すること。
   特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。

4. 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。

5. 請負者は、4 で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。

6. 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

森林整備事業保育間伐【活用型】仕様書Ⅰ

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する保育間伐【活用型】請負事業に適用する。

１　伐倒及び集造材

（１）区域内の間伐対象木は、全て伐倒すること。

（２）間伐対象木は、記番別作業内訳書の目安本数とし、選木に当たっては、標準地に準じて選木するものとする。

（３）下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ１６ｃｍ以上、ヒノキ１４ｃｍ以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹　種	長　級（m）	経　級（cm）	Ｃ材	長　級（m）	経　級（cm）
スギ	３ ４上	１４上 １４上	対象樹種 スギ ヒノキ その他	２ ３ ４	８上
ヒノキ	２ ３ ４ ６上	１８上 １４上 １２上 １４上			

但し、監督職員の指示のある場合（小径木一般材等）はこの限りではない。

２　伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

（１）伐倒洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。

（２）伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。

（３）かかり木については、適切な方法で処理すること。

（４）ワイヤーロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。

（５）搬出を伴わない切り捨て間伐木については、保育間伐作業仕様書によること。

３　請負数量の確定

（１）伐倒数量

契約書に記載された契約面積とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

４　部分払いにおける数量の確定

（１）伐倒数量

面積による。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

５　封印発送

（１）監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。

（２）封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

６　請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による。

７　その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特　記　仕　様　書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（令和３年４月１日付け２林整整第1400号林野庁長官通知）に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1. 路網計画（見取り図）
   ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
   ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
   ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1.5m程度以内に抑えるよう努めること。
   ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、Ｓ字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。
2. 切土・盛土の均衡
   ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。
3. 伐開
   別紙１保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。
4. 土工計画
   土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。
   ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
   ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
      （※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げること。）
   ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
      （※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。）
   ④ 盛土勾配の標準
   ⑤ 切土のり面の標準断面図
      （※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。）
   ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
      ・洗い越しの標準断面図
      ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
      （※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。）
   ⑦ その他
      事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。
5. 作業工程表の提出
   別紙様式により事業計画表を提出すること。
6. 施工管理
   作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。
7. その他（汚濁等が発生した場合の処置）
   本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

森林作業道作設マニュアル

森林作業道作設方法

１　線　形（ルート設定）

ア　路線選定に当たっては、地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう選定する。（土質の脆い箇所、崩壊地等を回避する、集水域を大きく変えるような線形、水が集まりやすい箇所や沢に近接する線形は避けること。）

イ　曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に運行できるように設定するとともに、主に運搬用として使用する区間については排水に考慮し尾根筋にカーブ状に設定することを心懸けること。また、主に集材等に使用する区間は、基本的に等高線に沿って設定し、雨水等を安全な尾根筋や沢に分散排水させる線形とすること。

２　開　設

（１）盛土のり面保護工

ア　最初に盛土を支える水平の基礎部を谷側斜面の最下部に作設すること。（地山優先の掘削禁止）

イ　林地を覆っていた表土及び無機質土壌を交互に基礎部の上に移動･配置し、おおむね３０㎝程度の層毎にバッケト背面等で十分転圧しながらサンドイッチ状に盛土を積み上げること。

ウ　路体堅固な土構造によることを基本とし、路肩までキャタピラで十分転圧すること。

エ　盛土勾配はおおむね１割にすること。

オ　はぎ取り表土や根株は谷側の法面に適切に配置し、盛土のり面保護工として活用すること。

カ　林内への落石、土砂の崩落等の発生を最小限に抑えること。

キ　不安定な土石、土砂等を路体、切土のり面、盛土部分に放置しないこと。

ク　切土のり面は直切りとし、切土高は、１．５ｍ程度以内に努めること。

ケ　主に集材等に使用する区間は、上記１のイのほか、概ね２０ｍ毎に低く波打つように波形勾配を利用した分散排水とすること。

コ　カーブ部分は、スムーズに回れる半径（水平方向概ね半径６ｍ以上）、縦断勾配を確保すること。

また、排水はカーブ上部の入り口付近で行い曲線部分への雨水の流入は極力さけること。

サ　路網幅員は、契約条件に従うこと。

シ　仕上げ段階で切り取り法面に飛び出した根をカットすること。

（２）構造物の作設

ア　沢を横断するところには、転石等で洗越等を作設すること。

イ　洗越は、十分な通水断面積をもたせた緩やかな凹型勾配（５％程度）にし、水の流れに対して直角に作設すること。

また、谷側（吐口）に地山の浸食防止のための石張り、丸太積み、巨石の設置等を行い、山側（呑口）には、少し切り込んで転石等を敷き、よく転圧すること。（上流部、下流部に流速を抑えるための水溜を設ける）

ウ　急傾斜地や脆い地質の場所は、丸太組等で補強すること。

（構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置）

エ　作業中及び施業終了時には、豪雨時に出水が予想される崖地や小さな沢等に水切り（丸太等の活用）を設置すること。

（３）機械等

ア　使用する機械は、現地の状況や開設する作業路網の幅員等に適合した大きさ（０．２０ｍ^3　～０．４５ｍ^{3}程度）を使用すること。

３　そ　の　他

ア　伐開手は、作業路網支障木の伐採に当たって、不用意に先行伐採せず、オペレーター等とよく打ち合わせた上で、必要最小限の範囲を伐採すること。

イ　伐開手は、盛土のり面保護工に利用しやすいように、支障木の伐り口は若干高めに伐採すること。

ウ　伐開手は、開設作業が効率的に行えるよう伐倒木及び枝条等を適宜整理しておくこと。

エ　開設作業は、基本的に上り作業で行うこと。

オ　降雨時等、路体がぬかるみやすい状態での無理な作業は行わないこと。

別 紙

保　残　木　標　準　断　面　図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする

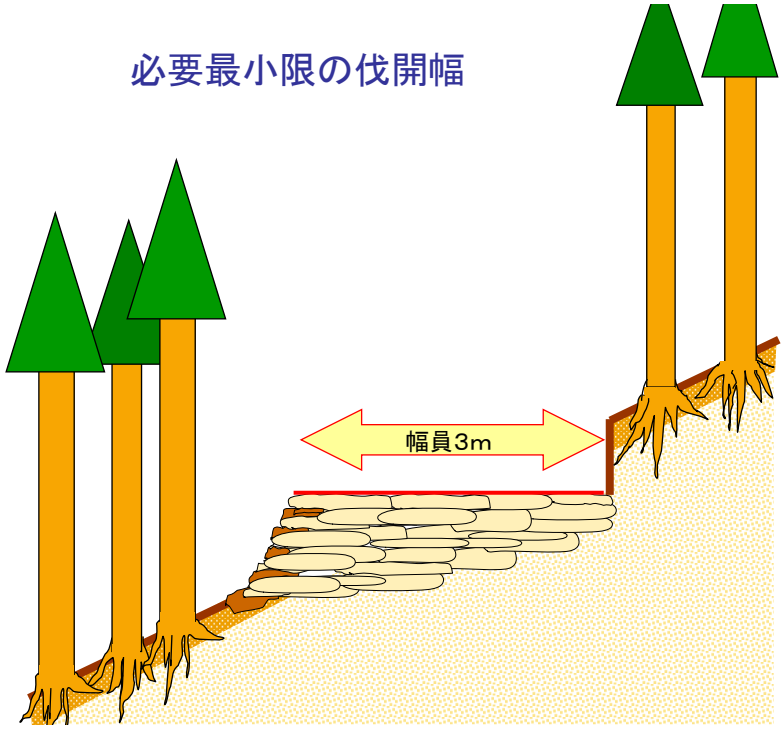

特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ＡＳＦは、ＡＳＦウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

１．平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

２．感染の疑いが生じた場合の対応

ＡＳＦ対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。